

大垣市下水道排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市下水道排水設備指定工事店規程（令和元年水道事業等管理規程第4号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「不良行為」とは、別表第1不良行為の種類欄に掲げる行為をいう。

(不良行為があった場合の点数計算)

第3条 市長は、指定工事店に不良行為があったと認めるときは、当該不良行為の種類ごとに別表第1不良行為の種類欄に掲げる区分に応じ、同表点数の欄に定める点数（以下「不良行為点数」という。）を当該不良行為を行った指定工事店に付するものとする。

2 市長は、前項の規定により不良行為点数を付する場合は、大垣市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査の意見を参考にしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、複数の不良行為が同一の指定工事店につき同一時期に発生し、かつ、当該不良行為が同一の下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）に係るものである場合（当該不良行為が当該指定工事店の故意又は重大な過失による場合を除く。）で、当該複数の不良行為に対し第1項の規定により本来付されることとなる点数の累計が100点を超えるときは、当該指定工事店に対し、100点を付するものとする。ただし、当該複数の不良行為の中に別表第1第6項に該当するものがあるときは、同項の不良行為点数を付するものとする。

4 第6条第1項の規定による指定の一時停止処分を受けた指定工事店が、当該一時停止期間の満了した日の翌日から起算して2年を経過しない間に、さらに不良行為を行ったときは、当該不良行為に対し第1項又は前項の規定により付されることとなる不良行為点数に100点を加算するものとする。

- 5 第5条の規定による措置を講じられた指定工事店に、当該措置を講じられた日の翌日から起算して2年間不良行為がなかったときは、当該指定工事店に既に付した不良行為点数を減ずるものとする。
- 6 第6条第1項の規定により指定の一時停止処分を受けた指定工事店に、当該一時停止期間の満了した日の翌日から起算して2年間不良行為がなかったときは、当該指定工事店に既に付した不良行為点数を減ずるものとする。
- 7 市長は、指定工事店が次に掲げる場合に該当するときは、第1項、第3項及び第4項の規定により付した点数を抹消するものとする。
 - (1) 次条第2項の規定による通知があった日の翌日から起算して2年間不良行為がなかったとき(第5条の規定による措置を講じられた場合又は第6条第1項の規定による指定の取消し若しくは一時停止処分を受けた場合を除く。)
 - (2) 指定の有効期間が満了したとき(指定の更新をしたとき及び有効期間の満了の日の翌日から2年を経過しない間に再度指定を受けた場合を除く。)
 - (3) 指定の取消しの日の翌日から起算して2年が経過したとき。

(不良行為の通知)

第4条 市長は、指定工事店に不良行為の疑いがあると認めるときは、当該指定工事店に対し、大垣市下水道排水設備指定工事店不良行為届出書(第1号様式)を提出するよう指導するものとする。

- 2 市長は、指定工事店に不良行為があったと認めるときは、その内容及び前条の規定により付した不良行為点数その他必要な事項を大垣市下水道排水設備指定工事店不良行為認定通知書(第2号様式)により当該指定工事店に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた指定工事店は、不良行為の有無又はその内容に係る市の認定について重大な誤認があることを理由とする場合に限り、通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、不服の申出をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定による不服の申出に理由があると認めるときは、不良行為の認定を取り消し、又は変更するものとする。

(不良行為の発生を防止するための措置)

第5条 市長は、指定工事店の不良行為点数が別表第2点数欄に掲げる点数に達したときは、不良行為の新たな発生を防止するため、同表出席者欄に定める者に対し同表事前措置の内容欄に掲げる措置を講ずるとともに、大垣市下水道排水設備指定工事店不良行為警告書(第3号様式)により当該指定工事店に通知するものとする。

(処分の決定)

第6条 市長は、指定工事店の不良行為点数が別表第3点数又は事由欄に掲げる点数に達したとき又は指定工事店が同欄に掲げる事由に該当したときは、審査委員会の審査を経て、大垣市行政手続条例(平成8年条例第16号)第13条の規定による意見陳述のための手続を執った後、同表処分の内容欄に掲げる指定の取消し又は一時停止を行うものとする。

2 市長は、指定の取消し又は一時停止の決定をしたときは、大垣市下水道排水設備指定工事店指定取消し(一時停止)決定通知書(第4号様式)により当該指定工事店に通知するものとする。

3 市長は、指定の取消し又は一時停止の決定をした指定工事店に排水設備工事を注文した者の利益を確保するため特に必要があると認めたときは、市長が指定する排水設備工事に限り、当該指定工事店が施行することを認めることができるものとする。

(指定の更新と一時停止処分の関係)

第7条 市長は、指定工事店の指定の残余期間が前条第1項の規定により本来行われるべき指定の一時停止の期間(以下「本来の停止期間」という。)より短いときは、当該残余期間について指定の一時停止を行うものとする。

2 前項の場合において、指定の一時停止を受けた指定工事店が本来の停止期間中に新たな指定又は指定の更新を受けることとなるときは、市長は、当該指定について、本来の停止期間経過後に指定の効力が発生する旨の条件を付するものとする。

(処分の公表等)

第8条 市長は、指定の取消し又は一時停止の処分を行った場合は、排水設備を設置する義務者に対し、契約した指定工事店が当該処分を受けた旨を通知

し、ホームページ等により公表を行うとともに、岐阜県下水道協会に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行った不良行為について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条、第 3 条関係)

不良行為点数表

	不良行為の種類	点数	規程第 10 条 第 2 項該当号
1	雨水を污水管に接続したとき（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項ただし書に該当するものを除く。）。	100	第 1 号
2	正当な理由がなく工事の申込みを拒否したとき（規程第 6 条第 2 項第 1 号違反）。	20	第 1 号
3	適正な工費で施工していないとき（規程第 6 条第 2 項第 2 号違反）。	20	第 1 号
4	工事契約に際して、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなかったとき（規程第 6 条第 2 項第 2 号違反）。	20	第 1 号
5	大垣市下水道条例（平成 17 年条例第 64 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する市長の承認を受けないで工事着工し、違反の発覚が完了後 1 月以内の場合（事前に担当部署と協議（以下「事前協議」という。）を行った場合を除く。）において、指定工事店自ら規定に違反した旨の申告を行ったとき（規程第 6 条第 2 項第 3 号違反）。	100	第 1 号
6	条例第 7 条第 1 項に規定する市長の承認を受けないで工事着工したとき（事前協議を行った場合又は前項に該当する場合を除く。）（規程第 6 条第 2 項第 3 号違反）。	200	第 1 号
7	責任技術者以外の管理下において工事の設計及び施工を行ったとき（規程第 6 条第 2 項第 4 号違反）。	20	第 1 号
8	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき（規程第 6 条第 2 項第 5 号違反）。	20	第 1 号
9	工事の完了後 1 年以内に生じた故障等において、無償で補償しなかったとき（天災地変又は使用者の責に帰すべき理由の場合を除く。）（規程第 6 条第 2 項第 6 号違反）。	20	第 1 号

10	施行した工事について市長から報告又は資料の提出を求められた場合に、これに応じなかったとき（規程第6条第2項第7号違反）。	20	第1号
11	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき（規程第6条第2項第8号違反）。	100	第1号
12	指定工事店が、所属する責任技術者の管理及び指導を怠ったとき（規程第6条第2項第9号違反）。	20	第1号
13	災害緊急時に、排水設備の復旧に関し市長から協力の要請があった場合に、これに協力するよう努めなかったとき（規程第6条第2項第10号違反）。	20	第1号
14	条例第9条第1項に規定する完了届を工事完了後1月以内に提出しなかったとき（指定工事店自ら完了後1月を経過した旨の申告を行い、遡及された使用料を義務者が適正に納付した場合を除く。）。	100	第1号
15	完了検査時手直し命令を受けた日から1月経過後に完了していないとき（指定工事店の責に帰すべき事由による場合に限る。）。	100	第2号
16	その他市長が不適当と認めたとき（不良行為の内容審議による。）。	20 50 100	第2号

別表第2(第5条関係)

事前措置表

点数	事前措置の内容	出席者
100	厳重注意〔課長〕、てん末書の提出	責任技術者
200	厳重注意〔部長〕、てん末書及び改善書の提出	代表者及び責任技術者
300	厳重注意〔部長〕、てん末書及び改善書の提出	代表者及び責任技術者

別表第3(第6条関係)

処分基準表

点数又は事由	処分の内容
400	指定の一時停止（30日）
500	指定の一時停止（90日）
600	指定の一時停止（180日）
700	指定の取消し
規程第3条に規定する要件を欠くとき。	指定の取消し
一時停止期間中に、規程第6条第2項第3号に違反したとき。	指定の取消し